

薩摩川内市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

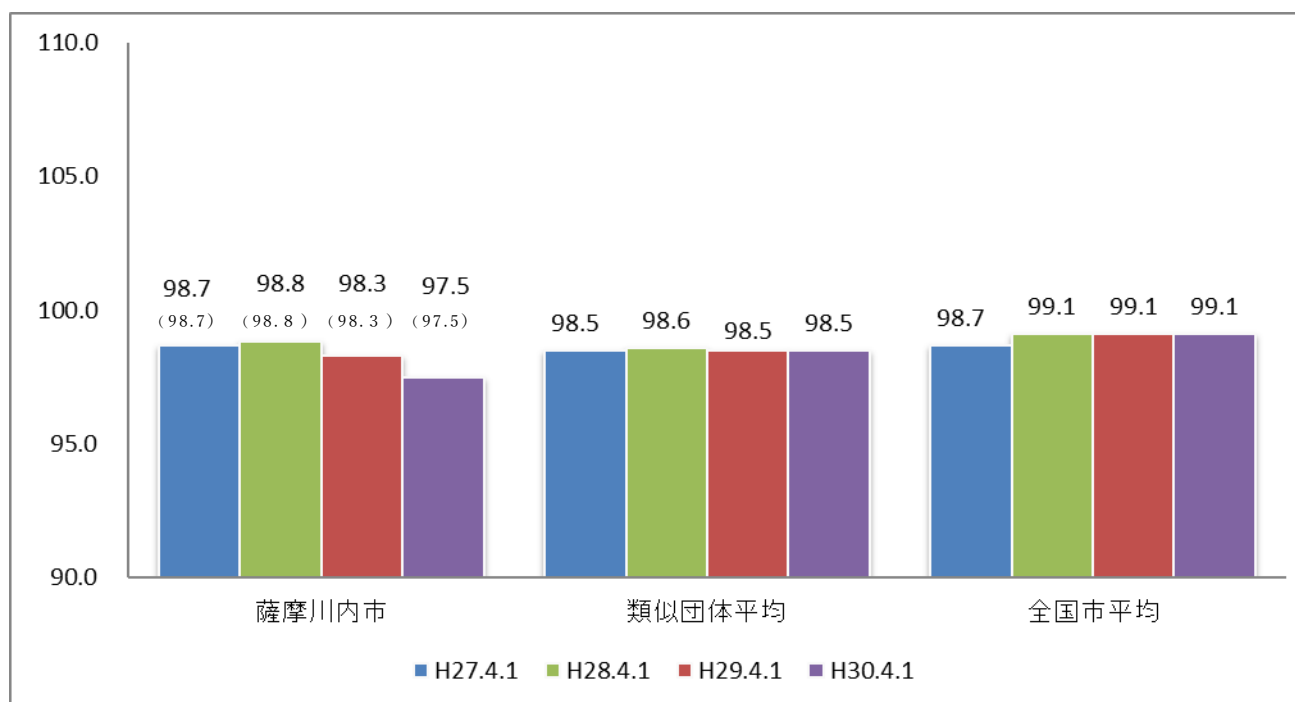
区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	96,206人	550億 7,579万5千円	2億 795万7千円	91億 2,684万2千円	16.6%	16.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	920人	37億 7,243万6千円	6億 6,966万9千円	15億 2,382万6千円	59億 6,593万1千円	6,484千円	5,887千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に

基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
29年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
29年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

平成30年4月1日時点における地域手当の支給対象地域なし。

※派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様に見直しを実施。

③その他の見直し内容

宿日直手当及び夜間看護手当について、国と同様に見直しを実施。（平成30年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
薩摩川内市	45.0歳	338,574円	397,680円	367,801円
鹿児島県	44.7歳	322,200円	394,441円	355,063円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.8歳	314,538円	384,959円	350,701円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
薩摩川内市	50.8歳	32人	312,375円	336,579円	328,053円	—	—	—	—
うち学校主事	50.8歳	25人	316,776円	340,156円	334,372円	学校主事	55.6歳	207,200円	1.64
うちその他	50.8歳	7人	296,657円	323,758円	305,443円	—	—	—	—
鹿児島県	54.2歳	260人	326,200円	371,623円	350,047円	—	—	—	—
国	50.7歳	2553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	29人	306,797円	340,474円	323,066円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,712,572円	2,808,700円	2.03
うちその他	5,281,196円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27年～29年度の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	49.3歳	375,498円	421,961円
鹿児島県	45.8歳	381,200円	445,549円
類似団体	38.1歳	283,668円	319,732円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,700円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	140,400円	154,400円	—
	中学卒	—	136,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	244,014円	347,236円	384,480円	391,650円
	高校卒	224,920円	302,500円	346,790円	380,280円
技能労務職	高校卒	—	285,600円	—	316,650円
	中学卒	—	—	—	—

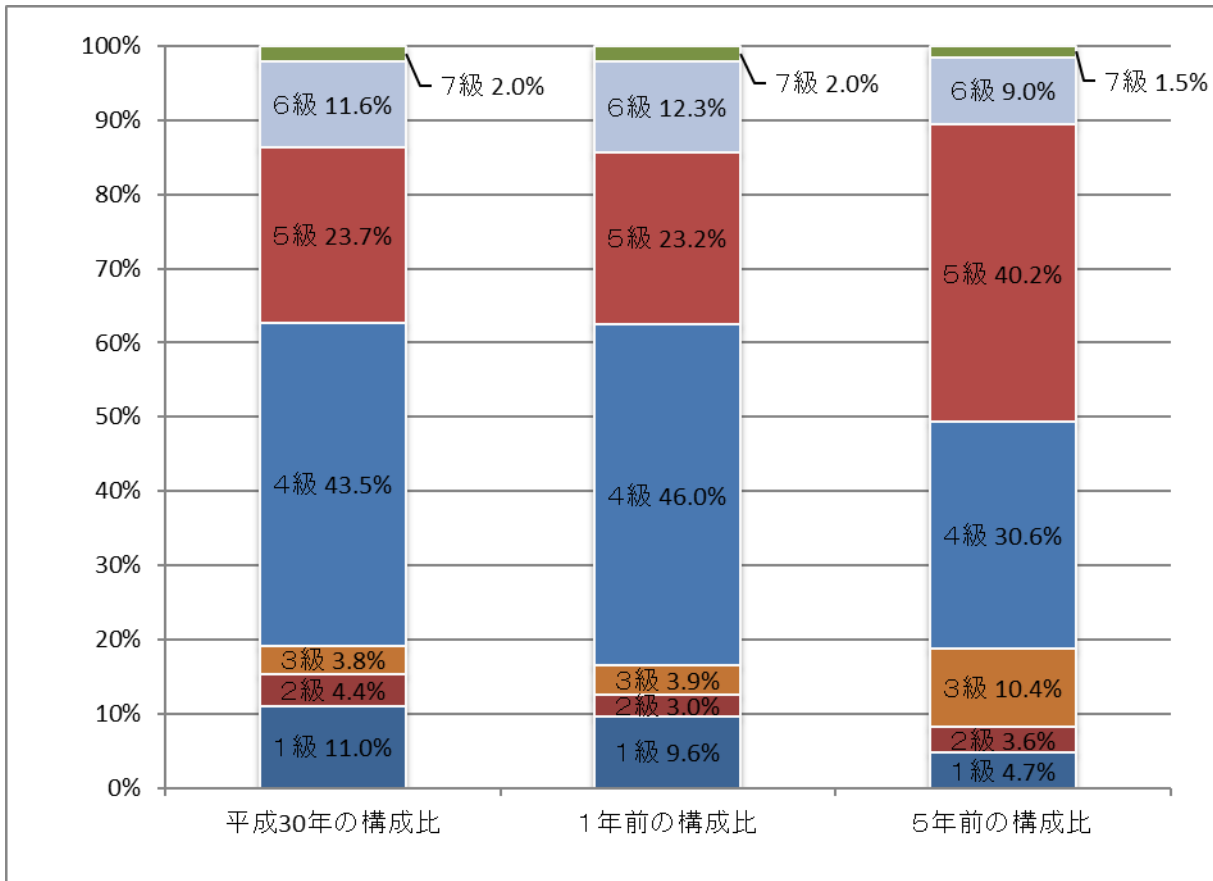
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

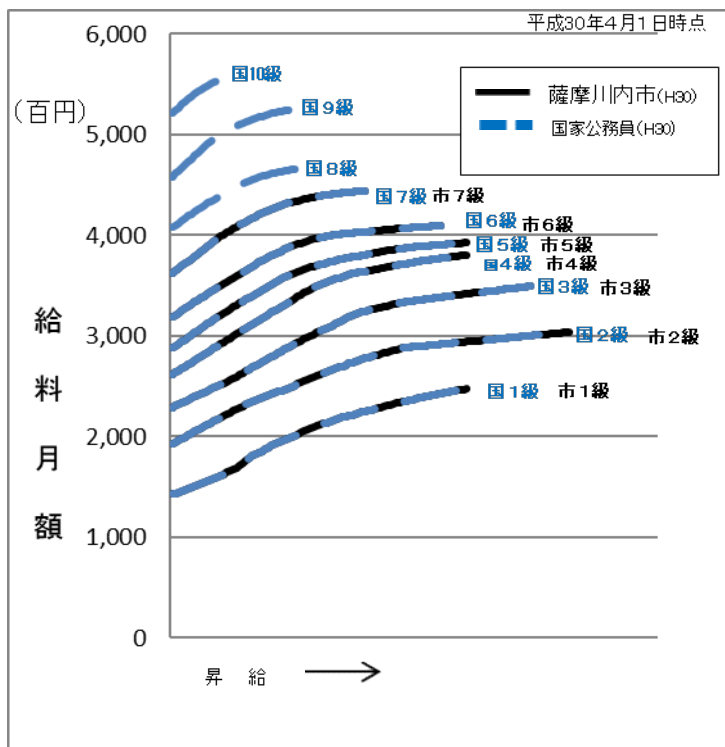
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事	72人	11.0%	142,600円	245,600円
2 級	主事	29人	4.4%	192,700円	261,600円
3 級	主任補	25人	3.8%	228,900円	303,400円
4 級	主任・総括主任	286人	43.5%	262,000円	380,600円
5 級	参事補	156人	23.7%	288,800円	392,600円
6 級	参事	76人	11.6%	318,500円	407,100円
7 級	参与	13人	2.0%	362,300円	442,600円

(注) 1 薩摩川内市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（薩摩川内市区町村）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 3 年 1 月		令和 5 年 1 月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,631千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,682千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（薩摩川内市区町村）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 2 年 1 2 月		令和 4 年 1 2 月	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

薩 摩 川 内 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695月分	26.3655月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分	勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 1,529千円 21,422千円			(割増率 2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			3,219千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			402,375円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京特別区	20 %	5 人	20 %
神奈川県横浜市	16 %	1 人	16 %
大阪府大阪市	16 %	1 人	16 %
福岡県福岡市	10 %	人	10 %

(3) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		5,085千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		30,449円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		20.4%	
手当の種類（手当数）		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	日額200円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甌島クリーンセンター、下甌クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	1月1,700千円以内
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	1回2,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,550円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 3,100円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,150円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊	1回1,000円

	薩摩川内市温泉給湯事業職員	急工事に係る業務	
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	1勤務日200円
救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	1回150円
救急救命処置行為業務手当	消防局職員のうち、救急救命に従事する救急救命士である職員	救急救命処置	1回500円
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円
			深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	1勤務日3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	237,744千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	256千円
支給実績（28年度決算）	226,691千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	247千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)												
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>子以外の扶養親族</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区 分	金 額	扶養親族である子	10,000	子以外の扶養親族	6,500	同じ	—	157,632千円	273,667円						
区 分	金 額																
扶養親族である子	10,000																
子以外の扶養親族	6,500																
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	同じ	—	74,750千円	268,885円								
区 分	支給月額																
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円																
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	61,304千円	87,702円						
区分	支給月額																
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)																
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																
特地勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>(給料+扶養手当)×10%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員	支給額	(給料+扶養手当)×10%	異なる	支給割合を別に設定。	16,673千円	438,763円								
支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員																
支給額	(給料+扶養手当)×10%																
宿日直手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>6,100円</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限る)</td> <td>21,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,400円	4,400円	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	6,100円	6,100円	診療所(医師、歯科医師等に限る)	21,000円	21,000円	同じ	—	9,128千円	608,533円
区 分	宿直勤務	日直勤務															
本庁・支所	4,400円	4,400円															
上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	6,100円	6,100円															
診療所(医師、歯科医師等に限る)	21,000円	21,000円															
管理職手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～66,700円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～66,700円	同じ	—	53,800千円	522,330円								
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員																
支給額	職に応じ24,000円～66,700円																
管理職員特別勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理職手当を受給する職員</td> </tr> <tr> <td>支給要件</td> <td>臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>勤務1回につき8,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理職手当を受給する職員	支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合	支給額	勤務1回につき8,000円以内	同じ	—	729千円	10,565円						
支給対象者	管理職手当を受給する職員																
支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合																
支給額	勤務1回につき8,000円以内																
単身赴任手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>距離に応じ23,000円～68,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円	同じ	—	10,890千円	495,000円								
支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員																
支給額	距離に応じ23,000円～68,000円																

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	915,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,053,000円 / 649,800円	
	副 市 町 村 長	726,000 円 (— 円)	870,000円 / 578,000円	
報 酬	議 長	458,000 円 (— 円)	629,000円 / 350,000円	
	副 議 長	396,000 円 (— 円)	575,000円 / 300,000円	
	議 員	370,000 円 (— 円)	530,000円 / 280,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(29年度支給割合) 3.3月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.3月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 915千円×480/100 726千円×360/100	(1期の手当額) 17,568千円 10,454千円	(支給時期) 任期満了時(任期毎) 任期満了時(任期毎)
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

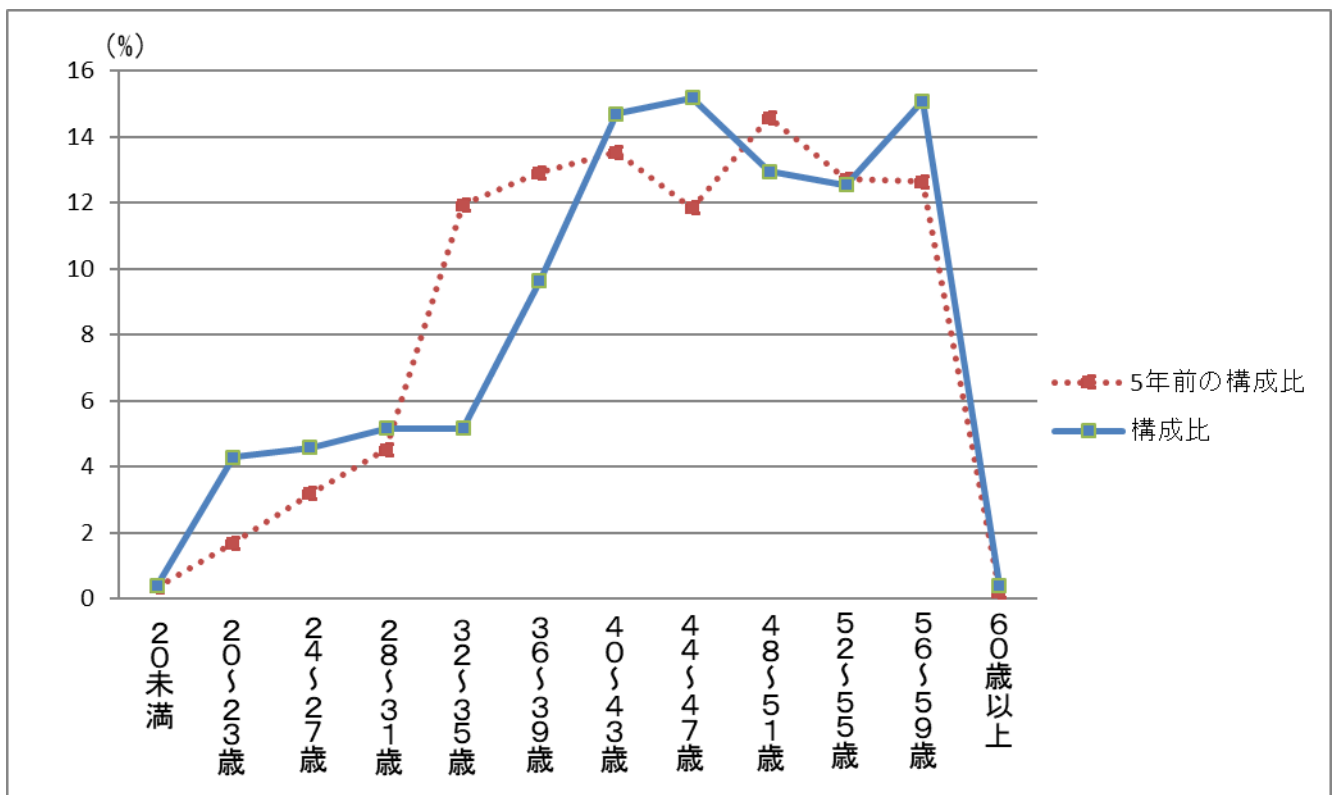
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成30年度	平成29年度		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	8	8	0	事務の統廃合 事務の統廃合 事務の統廃合 事務の統廃合 業務の増 業務の増
		総務	221	228	△ 7	
		税務	65	65	0	
		民生	66	69	△ 3	
		衛生	47	48	△ 1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	73	75	△ 2	
商工		50	46	4		
土木	101	99	2			
	計	632	639	△ 7	〈参考〉 人口1万人当たり職員数65.69人 (類似団体の人口1万人当たり職員数56.10人)	
	教育部門	127	127	0		
	消防部門	157	154	3	業務の増	
	小計	916	920	△ 4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数95.21人 (類似団体の人口1万人当たり職員数73.69人)	
公営 企業 等	会 計 部 門	病院	36	40	△ 4	退職不補充 業務の増
		水道	29	29	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	10	10	0	
		その他	37	35	2	
		小計	112	114	△ 2	
合計			1,028	1,034	△ 6	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 106.85人
			[1,370]	[1,370]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 4	人 44	人 47	人 53	人 53	人 99	人 151	人 156	人 133	人 129	人 155	人 4	人 1,028

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	669	645	647	630	639	632	△ 37 (△ 5.5%)
教育	166	162	144	139	127	127	△ 39 (△ 23.5%)
消防	148	148	148	150	154	157	9 (6.1%)
普通会計計	983	956	939	919	920	916	△ 67 (△ 6.8%)
公営企業等会計計	125	123	117	112	114	112	△ 13 (△ 10.4%)
総合計	1,132	1,108	1,079	1,056	1,034	1,028	△ 104 (△ 9.2%)

(注) 1 各年における定数管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	1,451,846	356,246	168,200	11.6	12.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 19,909 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 24	千円 95,063	千円 15,799	千円 38,220	千円 149,082	千円 6,212	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特記事項はなし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	44.2歳	340,325円	517,654円
団体平均	44.2歳	341,066円	511,425円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市（水道事業）	薩摩川内市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（29年度） 1,592千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,631千円
（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

薩摩川内市（水道事業）	薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 1,529千円 21,422千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 1,529千円 21,422千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		135千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		12,273円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		42.3%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度決算）	左記職員に対する支給 単価
緊急業務手当	薩摩川内市水道局 就業規程第8条の 規定による勤務時 間以外の時間に、 突発的事故により 招集を受け復旧等 緊急工事に係る業 務に従事した職員	勤務時間以外の 時間に、突発的事 故により召集を 受け従事した復 旧等緊急工事に 係る業務	135千円	1件当たり1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	6,349千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	276千円
支給実績（28年度決算）	9,412千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	409千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年額 (29年度決算)						
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>子以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区分	金額	扶養親族である子	10,000円	子以外の扶養親族	6,500円	同じ	—	2,950千円	184,375円
区分	金額										
扶養親族である子	10,000円										
子以外の扶養親族	6,500円										
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家 (家賃月額が 12,000円を超え る場合に限る)</td> <td>家賃の額に 応じ500円～ 27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	借家 (家賃月額が 12,000円を超え る場合に限る)	家賃の額に 応じ500円～ 27,000円	同じ	—	3,368千円	280,700円		
区分	支給月額										
借家 (家賃月額が 12,000円を超え る場合に限る)	家賃の額に 応じ500円～ 27,000円										
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関 利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>交通用具 使用者</td> <td>4,100円 ～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	交通機関 利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	交通用具 使用者	4,100円 ～24,500円	同じ	—	1,292千円	56,171円
区分	支給月額										
交通機関 利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)										
交通用具 使用者	4,100円 ～24,500円										
管理職 手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給 対象者</td> <td>管理又は監督の地位に ある職員のうち、規則で 定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ 24,000円～66,700円</td> </tr> </tbody> </table>	支給 対象者	管理又は監督の地位に ある職員のうち、規則で 定める職にある職員	支給額	職に応じ 24,000円～66,700円	同じ	—	1,785千円	594,910円		
支給 対象者	管理又は監督の地位に ある職員のうち、規則で 定める職にある職員										
支給額	職に応じ 24,000円～66,700円										